

2024年JAF国内競技車両規則・第4編「カーボンニュートラルに関する共通規定」一部改正

※下線部：改正箇所

改正後	現行規定
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 カーボンニュートラル燃料 (燃料-燃焼物)</p> <p><u>カーボンニュートラル燃料とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを目的として製造された燃料で、下記の規定・仕様のいずれかを満足すること。</u></p> <p><u>1. 日本産業規格 (JIS) K2202 : 自動車ガソリン、またはK2204 : 軽油。</u></p> <p><u>2. 以下に定める FIA 国際競技規則付則 J 項第 252 条第 9 項に相当する仕様。</u></p> <p>燃料は、95%の信頼限界値で ASTM D3244 基準に従って、認められるか拒否される。</p> <p>(略)</p> <p>1) ~ 2. 4) (略)</p> <p>3) 先進的持続可能性 (AS) 燃料</p> <p>3. 1) 定義</p> <p>(略)</p> <p>AS 成分とは、非生物起源の再生可能燃料 (RFNBO)、一般廃棄物、または非食糧系バイオマスに由来することが認定された成分である。</p> <p>(略)</p> <p>RFNBO は、新しい再生可能な発電能力を使用して生成される場合、再生可能であるとみなされる。</p> <p>(以下略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 カーボンニュートラル燃料 (燃料-燃焼物)</p> <p>燃料は、95%の信頼限界値で ASTM D3244 基準に従って、認められるか拒否される。</p> <p>(略)</p> <p>1) ~ 2. 4) (略)</p> <p>3) 先進的持続可能性 (AS) 燃料</p> <p>3. 1) 定義</p> <p>(略)</p> <p>AS 成分とは、非生物起源の再生可能燃料 (RFNBO)、一般廃棄物、または非食糧系バイオマスなどの、<u>二酸化炭素回収構想</u>に由来することが認定された成分である。</p> <p>(略)</p> <p>RFNBO は、新しい再生可能な発電能力を使用する<u>電解槽で水素成分が生成</u>される場合、再生可能であるとみなされる。</p> <p>(以下略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>